

平成 2 8 年第 4 回中津川市教育委員会（臨時会）議事録（要旨）

日 時 平成 2 8 年 3 月 2 4 日（木） 午後 2 時 3 0 分

場 所 にぎわいプラザ 4－1 会議室

出席委員 小栗 仁志 田島 雅子 小幡 隆徳
松田 幸博 大井 文高

事務職員 勝事務局長・原文化スポーツ部長・原教育次長兼学校教育課長
今井事務局次長兼教育企画課長・末木文化スポーツ部次長
西尾教育研修所長・小椋幼児教育課長・山下子育て政策室長
西尾阿木高等学校事務長
辻発達支援センターつくしんぼ所長兼発達相談室長
大山生涯学習スポーツ課長・川合文化振興課長兼市史編さん室長

会議日程 1 開 会
2 前回議事録の承認
3 議 事
4 閉 会

番 号	議 題	結 果
議第 7 号	平成 2 8 年度市費負担職員の任免について	承 認
議第 8 号	中津川市文化財の指定について	承 認
議第 9 号	中津川市スポーツ推進委員の委嘱について	承 認
議第 1 0 号	中津川市教育委員会組織規則の一部改正について	承 認

【開 会】

【議 事】

【委員長】議事に入ります。日程第1、議第7号 平成28年度市費負担職員の任免について、提案説明をお願いします。勝事務局長。

〔事務局から資料に基づき説明〕

【委員長】それではただいまの議案につきまして、ご意見、ご質問のある方はお願いします。大井教育長。

【教育長】事務局長から説明しましたが、文化スポーツ部の職員に関しては、市長部局の異動になります。教育委員会の協議には入っていません。

【委員長】ご意見、ご質問ないようですので、議第7号 平成28年度市費負担職員の任免について、を承認とさせていただきます。

続きまして、日程第2、議第8号 中津川市文化財の指定について、提案説明をお願いします。川合文化振興課長。

〔事務局から資料に基づき説明〕

【委員長】ただいまの議案につきまして、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

ないようですので、議第8号 中津川市文化財の指定について、を承認とさせていただきます。

続きまして、日程第3、議第9号 中津川市スポーツ推進委員の委嘱について、提案説明をお願いします。大山生涯学習スポーツ課長。

〔事務局から資料に基づき説明〕

【委員長】この議案につきましてご意見、ご質問をお願いします。田島委員。

【田島委員】スポーツ推進委員が42人いらっしゃいますが、この方々の会議は年に何回あるのでしょうか。

【委員長】大山生涯学習スポーツ課長。

【生ス課長】定例会を毎月やっています。そのほか研修会などが年5、6回あります。

【田島委員】1ヶ月に1回というのは結構多いですね。それで8万人のヘルスアップを徹底していると思うんですが、なかなか末端まではまだご存じない人もたくさんおられるようですので、より一層の推進をお願いしたいと思います。

【生ス課長】今、スポーツ推進委員は軽スポーツの普及などを中心に取り組んでいただいています。誰でもできる形でスポーツに取り組んで、スポーツ実施率を少しでも上げていただくように努力していただいております。

【委員長】そのほかご意見、ご質問ありましたらお願いします。

ないようですので、議第9号 中津川市スポーツ推進委員の委嘱について、を承認とさせていただきます。

事前配布の議案につきましては以上です。追加の議案があります。お手元に資料

はありますか。続きまして、追加議案に入ります。日程追加、議第10号 中津川市教育委員会組織規則の一部改正について、提案説明をお願いします。今井教育企画課長。

〔事務局から資料に基づき説明〕

【委員長】ご意見、ご質問ありましたらお願いします。田島委員。

【田島委員】横並びの5の15の右側21、学校人権同和教育にすることが左で、新しくなると、人権教育に関することとなっているんですが、同和という言葉が最近は使わなくなったのですか。

【委員長】西尾教育研修所長。

【教研所長】人権教育につきましては、同和をとということではなく、同和を含めた様々な人権課題に対する教育ということで人権教育になっております。

【田島委員】社会的に同和という言葉が使わなくなったのかなと思って質問しました。

【委員長】そのほかございますか。田島委員。

【田島委員】6の15、4、児童福祉審議会が新しくなって、子ども子育て会議となったんですが、児童福祉審議会がなくなったのですか。

【委員長】小椋幼児教育課長。

【幼教課長】児童福祉審議会自体は存在しています。ただし、児童福祉審議会の審議事項は児童福祉に関すること、それから母子の健康に関すること、障がい者に関することと、市役所では部局が分かれており、児童福祉に関する部分は子ども子育て会議で一括で諮っていくというように変えさせていただきました。教育委員会の所掌事務からは外す、ただし組織自体は存在しているということです。母子、障がい児の部分で必要なものは、それぞれの部局が審議会を起こして諮っていく予定です。

【委員長】勝事務局長。

【事務局長】児童福祉審議会の所管課は、健康福祉部障害援護課です。

【委員長】田島委員。

【田島委員】ここに子ども子育て会議に関することというふうに改正されたということは、子ども子育て会議というのは、これからもずっと続いていくわけですか。

【委員長】山下子育て政策室長。

【子政室長】子ども子育て支援法の中に、この会議を持つこととうたわれていますので、ずっと継続して開催していきたいと思っております。

【委員長】そのほかございますか。松田委員。

【松田委員】6ページ12、地域型保育事業に関すること。地域型保育事業というのは、具体的にどういうことですか。

【委員長】山下子育て政策室長。

【子政室長】幼稚園、保育園、認定こども園以外に小規模の、今まで認可外保育施設と言われていたようなものが市の認可を受けた場合、地域型保育施設と呼ばれるようになります。ちなみに現在はございません。

地域型保育施設の中には、いまの認可外保育施設のようなものが市の認可を受けた場合、あとは小規模の5人以下のような家庭的保育事業所というようなものもここに入っています。それから、事業所内保育所も市の認可を受けて従業員の子どもだけではなく、一般の子どもさんも預かるという場合には、地域型保育事業施設の中に入っています。

【委員長】そのほかございますか。松田委員。

【松田委員】施設計画推進室というのができて本当に良かったなと思っているんですが、今後の進め方というものについて若干お伺いしたいと思います。多分この後いろいろ議案が出てくると思うんですが、これからの大まかな適正化についての進め方について、この役割を教えてくださいと思います。

【委員長】勝事務局長。

【事務局長】この室では学校規模等適正化、いわゆる小学校と中学校の統廃合、及び幼稚園、保育園の適正化ということで、幼稚園、保育園の統廃合も含め、民営化等を担当していただきたいと思います。幼稚園、保育園については、子ども園化ということもありますが、そちらの部分は今まで通り幼児教育課で進めていただきたいと思います。今、喫緊に進めなければならない福岡の関係、付知地区の小学校、坂本地区の保育園、幼稚園の子ども園化という課題がありますので、それを早急に進めたいと考えています。

【委員長】そのほかございますか。小幡委員。

【小幡委員】学校教育課の所掌事務だった3、教育課程及び学習指導に関することが研修所に行きました。12の教職員の研修に関することも研修所に行きました。内容を整理するとこうなるんだろうと私も思います。ですが、今までこれが学校教育課の中であって、研修所とかぶさっているところがあったと思うんです。そのことによるメリットもあるでしょうし、今回整理されたということになると、こうした方がいいということがあると思うんです。ただ中身だけで分けたのか、こうする方がうまくいくということでやられたのか、ご説明いただければと思います。

【委員長】原教育次長。

【教育次長】従前も研修所と学校教育課については、職員の指導を初め教科の力をつけることを一緒になってやってまいりました。しかしながら、整理することによってそこによりシフトできるかなということで、たとえば教育課程にかかわること、指導に関することは研修所が中心になる、職員の資質に関わること、人事に関わることについては学校教育課がやっていくということで、今まで一緒になっていたものをより明確にしたというのが一つあると思います。しかしながら、先ほどおっし

やられたように、一体となってやるところもあります。今後お互いにチームワーク良く、交流しながら一体となってやっていくことで、中津川市の子どもたちを育てていきたいとは思っております。

【小幡委員】仕事の明確な整理はしていくが、そのところを、いわゆる縦割りと言われてしまうことのないように、一体となってチームワークでやっていただけたら有り難いと思います。

もう一点質問です。組織上の職、7ページ、15の7、ここで事務局長、教育次長、及び事務局次長と書いてありますので、組織上、事務局長と教育次長は同列、同じ位置付けということにされたのか、教育次長の上に事務局長が置かれるのか。この位置付けをご説明願います。

【委員長】今井教育企画課長。

【教企課長】教育委員会事務局については、大きく2つの流れがあります。その中で事務局を担当する部分の流れと、学校教育に関する流れがあります。学校に関する流れの部分は教育長の次に教育次長がおられて、あとはそれぞれの所属があります。事務局の流れは、教育長が一番責任者としているわけですが、実質的な事務的な責任者は事務局長です。その下に事務局次長があり、あとはそれぞれの職があります。表記的にはこの順番で表現させていただきました。

【委員長】大井教育長。

【教育長】これは流れとしては、かつては教育次長が部長級として、教育委員会事務局の全体を統括する形になっていました。これを進めていくと、一般の教育行政という部分と、教職員の指導等を含めた部分とをみんな一人で一手にまとめてやっていかなければならないということの中で、取り扱う部分が大きくなってしまった。その経緯から、平成23年から事務局長を置いていただきたいということで、事務局長は部長級で、今まで教育次長が部長として持っていた部分の中で、学校教育課長と教職員の指導系を含めた部分を教育次長として、次長級の形で配置してもらう。それから一般の教育行政事務に関わる部分を事務局次長という形で、これも次長級です。職階でいくと部長級は事務局長、次長級に教育次長と事務局次長という形になってきています。

【委員長】ありがとうございました。そのほかございますか。小幡委員。

【小幡委員】先回もお話したんですが、給食費が集まらないということがあったときに、学校側も集金に関しては負担があるということがあり、子どもと直接関わっているのも、そういうことについては別のところで明確にやっていただけると有り難いと思うんですが、この給食に関することというのはそういうことも入っているんですか。学校ではなくここで明確にやるということなんですか。

【委員長】大井教育長。

【教育長】現状では、学校給食費の徴収を学校が中心にやっています。これを31

の学校と幼稚園を入れると、教育委員会事務局だけでとてもやれることではないです。現状通りに学校での努力はお願いするのですが、その中で、他市がやっているような、教育委員会、教育長名で督促していくとか、そういう手助けをこれから考えていかなければいけない。ただ、現時点で他市でやっているようにそれ以上の法的にどうこうという部分はまだ考えていないです。状況を見ながら、学校が苦勞しない形でのサポートはしていかなければならないと考えています。

【委員長】 そのほかございますか。松田委員。

【松田委員】 質問ではないんですが。先ほど小幡委員も触れられたんですが、職務分掌というのを、教育委員会だけではなく行政全般に言えると思うんですが、きちんと分けるのはいいんですが、それがどうしても縦割りにつながっていくという感想も私は持っています。もしかしたら同じ内容の職務をそれぞれ持っていていいのかないかなという気もします。その中でどこがそれを主になって行うか、どこがそれを副として補佐をしていくかというようなことが、こういうのに反映されてもいいのかなと。やっぱり行政の人たちはルールに則ってやるというのをしっかり考えてやっていらっしゃると思いますので、このルールの中でそういう協力ができる体制というののもあっていいのかなと思います。感想です。

【委員長】 大井教育長。

【教育長】 私もこのことは一番気になっています。たとえばフロアの配置一つにしてもいろいろと工夫していかなければいけないとも思っています。よく職員に言っていますのは、耳をダンボにしてということです。自分の職務外のことには耳をふさぐということではなくて、今ここの部署ではこういう動きがあるということを常に意識しながら仕事をしてもらいたいということを伝えています。それから、必要に応じて現在も事務局連絡会というのを定期的にはやっているんですが、それに臨時的なものももちながら、全体で知っておかなければいけない事案、あるいは取り組みということについてはお互いが分かって、その中で自分たちの部署ではこういった協力ができるな、この部分の情報提供ができるなということを常に意識してやらせたいということ、それからもう一つは、教育委員会事務局という一つの部局だけではなくて、他の部局にもわたるような取り組みになるようにしたい。その一つで先だっつの会でも提案しているということでお話したのは、たとえばものづくりのプロジェクト「中津川プロジェクト」というのは、教育委員会だけでできることではない。当然商工観光部も農林も、病院も関わってくる、そういう取り組みを意図的に仕組んでいきたいと考えています。

【委員長】 そのほかございますか。

私から松田委員の意見に関して意見です。先ほど原次長からも、職務分掌が一本化されたということで、一本化されたけれども一緒に見ていくというお話がありました。これは、この場にいらっしゃる方は、議事録も残っていきますので、あとで

振り返ればそういったことも分かるわけですが、実際この職務分掌で走り出してしまうと、対外的に見た場合どこが担当か、先ほど教育長がおっしゃったような、ともするとうちは関係ないよというふうになると、どうしても仕事上の溝ができてしまうんですね。会社でもありがちなんですが。どこがやるんだというところが、お互いにやっているだろうという思い込みの中で仕事が漏れてしまうことがなきにしもあらずだと思っています。ですので、その辺はうまく連絡も取りながら、ラップもさせながら、仕事を漏れがなくお互いにチェックしていくような形でしていただくのと有り難いと思っています。意見です。勝事務局長。

【事務局長】ご意見ありがとうございます。先ほどこの議案で示した施設計画推進室、この室だけでとてもできる仕事ではないと思っています。今まで関係してきた教育企画課であり幼児教育課がお互いに連携しながらやっていくということでないに進んでいかないと思っています。それがほかの部署でも同じことが言えます。人員が削減していく中でお互いに連携、連絡しながらやっていかないと一つの仕事が成し遂げられないようになってきました。私、退職するということで、しっかりとその辺は引き継いでいきたいと思っています。

【委員長】それではご意見、ご質問がないようですので、議第10号 中津川市教育委員会組織規則の一部改正について、を承認とさせていただきます。

以上で追加議案も含めて終了とさせていただきます。それでは次回の日程をお願いします。今井教育企画課長。

【教企課長】次回は4月28日、木曜日です。午後1時30分から6－1会議室です。

【委員長】それでは次回は、平成28年4月28日木曜日、1時30分より6－1会議室で開催させていただきます。

以上をもちまして、平成28年第4回中津川市教育委員会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

【閉 会】

〔 閉 会 （午後3時28分） 〕